

浜田市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 浜田市（以下「市」という。）の公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、浜田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、及び地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を浜田市殿町1番地（浜田市役所内）に置く。

(協議事項)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通ネットワーク計画に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(協議会の構成員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見者
- (4) 市民又は市内公共交通の利用者
- (5) 関係する公共交通事業者、団体、道路管理者その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

- 2 会長は、副市長をもって充てる。

- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。
- 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び委員の中から協議会が必要と認めた者で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、浜田市企画財政部定住対策課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査)

第13条 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び旅費)

第15条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の例による旅費に相当する額の実費弁償を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の常勤職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月27日から施行する。
- 2 この規約の規定により最初に就任した委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。